

委員会提出第一号議案

大分県議会委員会条例の一部改正について

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日提出

議会運営委員長 志 村 学

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例

大分県議会委員会条例（昭和四十年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企画振興部の所管に属する事項」を

「企画振興部の所管に属する事項  
国民文化祭・障害者芸術文化祭局

の所管に属する事項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管の一部を変更したいので提出する。